

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
教育センター	<p>設計委託業務について、令和4年度中に当該設計に基づく工事が完了していないにもかかわらず、建設仮勘定が精算され、本資産勘定への振替が行われていた。</p> <table border="1" data-bbox="498 512 1623 663"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>契約金額</th> <th>本資産勘定への振替額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>大阪府教育センター特定天井改修工事設計業務</td> <td>9,209,200円</td> <td>9,209,200円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約件名	契約金額	本資産勘定への振替額	令和4年度	大阪府教育センター特定天井改修工事設計業務	9,209,200円	9,209,200円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 (固定資産の分類及び計上) 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (7) 建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</p> <p>【建設仮勘定取扱要領】 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第5条 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号(府以外からの取得の場合に限る。)及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (3) 建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。(以下略)</p> </div>
年度	契約件名	契約金額	本資産勘定への振替額							
令和4年度	大阪府教育センター特定天井改修工事設計業務	9,209,200円	9,209,200円							
措置の内容										
<p>検出事項について、財務会計システムの複式情報修正により建設仮勘定の是正処理を行うとともに、公有財産台帳の修正を行った。 検出事項の原因は、業務担当者及び決裁者が工事完了時点で行うべき処理について、設計業務が完了した時点で精算を行うものと誤認識したことにある。 再発防止策として、業務担当者及び決裁者が建設仮勘定取扱要領等を正しく理解するため、所内で固定資産計上関連資料を周知するとともに、建設仮勘定の処理を行うべき時期を総務課内で相互チェックを行い、適正な事務処理を行う。</p>										

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年10月13日)